

令和5年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第51号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 報告第 9号 継続費精算報告書について
- 日程第 8 議案第43号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第44号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第45号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第46号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第47号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第50号 財産の取得について
-

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	5番	加藤 勉 君		6番	田中 良 君
	7番	高島 讓二 君		8番	松原 臣 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	石崎佳典君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	飯島東君
税務財政課長	対馬憲仁君	税務担当課長	鹿又芳弘君
環境生活課長	長岡紀文君	保健福祉課長	本見泰敬君
保険・国保担当課長	洲崎久代君	子育て支援センター長	長内美奈子君
産業創生課長	大沼良司君	まちづくり担当課長	湊慶介君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	平田充君
社会教育課長	野田泰寿君	会計管理者	鹿又明仁君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松崎博幸君	議会事務局次長	堺勝敏君
--------	-------	---------	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和5年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議場が大変暑いので、上着を脱ぐことを許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番米井宏喜君及び2番浜岸昭仁君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から9月15日までの4日間とし、議案調査のため、9月13日及び9月14日の2日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの4日間とし、議案調査のため、9月13日及び9月14日の2日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

議会の御案内を差し上げましたところ、こうして全員の御出席をいただきました。御礼を申し上げます。

それでは、ただいま議長から行政報告のお許しをいただきましたので、報告をさせていただきます。

1件目は、令和5年度羅臼町総合防災訓練の実施結果についてであります。

去る7月30日午前9時半より、羅臼漁港中央埠頭において、地震津波災害を想定した令和5年度羅臼町総合防災訓練を実施いたしました。

訓練では、参加機関などによる初動体制の確認、情報伝達訓練、消火訓練、海上流出油防除訓練、役場庁舎への燃料供給訓練、物資輸送訓練、負傷者救出・搬送訓練などの実働訓練を通じた連携の確認及び陸上自衛隊、羅臼町連合町内会、羅臼町女性連絡協議会等による炊き出し訓練等を実施いたしました。

また、協力機関や災害協定先の民間企業による災害時備蓄品の配布及び展示や災害時に活用ができる避難所の体験コーナー等を設置し、来場した方々への防災意識の向上を図りました。

参加をいただいた機関につきましては、羅臼町防災会議より19機関、各協力機関、企業、団体からは14機関、合計33機関141名が参加したほか、約120名の方が来場くださいました。

羅臼町総合防災訓練は、北海道太平洋沿岸東部において、地震津波災害が発生した場合に備え、2年に1度、町民全般にわたり災害に対する警戒感の高揚及び防災関係各機関との緊急体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施しているところではありますが、近年は新型コロナウイルスの影響による中止が続いており、平成29年度以来6年ぶりの開催となりました。

自然災害については、発生を防ぐことは不可能ではありますが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、防災関係各機関が町民の生命、身体及び財産の保護について万全を期するため、並びに町民の「自分の命は自分で守る」という行動への意識を高めていただくために、今後も継続して実施してまいります。

最後に、多くの関係機関及び町民の皆様にご参加をいただきましたことに御礼を申し上げます、報告といたします。

2件目は、ヒグマによる住居風除室の破損被害についてであります。

令和5年9月2日午前7時45分に、春日町の田中勝博宅より、勝手口の風除室が一部毀損しているとの情報を受け、対策員が現地に出動いたしました。

窓ガラスに付着していた体毛から、ヒグマによる仕業であることを断定し、近隣の住民の聞き取りを行ったところ、前日の午後9時頃に大きな物音がしたとの証言が得られ、その際に発生したものと推測しております。誘引物などは置いておらず、風除室への侵入は認められませんでした。

同日、防災無線や町公式SNSを通じて、被害の状況と場所を周知し、今年に対応件数（233件）や捕獲頭数（27頭）の情報も交え、例年を上回る状態であることを御理解いただき、町全域に及ぶ注意を呼びかけております。

この被害発生後、9月8日現時点で、ヒグマ4頭を捕獲しておりますが、被害地区から離れており、当該個体の捕獲には至っていないものと考えております。

なお、体毛を採取し、今後、DNA分析の結果がもたらされることになっております。

現在のヒグマ出没傾向から、餌となる資源の不足が考えられており、町内全域で同様の被害が発生する恐れがありますので、引き続き注意を呼びかけるとともに、同問題個体の捕獲体制で臨んでまいります。

3件目は、火災の発生についてであります。

令和5年中、4件目の火災が発生しておりますので御報告をいたします。

この火災は、令和5年9月3日、17時28分に覚知した栄町、中村勇宅の建物火災であります。最初の通報の時点で、通報内容に「既に消火済みで現在、火や煙はない」という旨の情報があったため、火災鎮火の確認も含め、消防署から2台の消防車が出動しております。

なお、鎮火確認も含めた出動で、現着した隊員が既に鎮火していることを確認しており、放水活動もなく、消防団からの出動はありませんでした。

なお、出火に至った原因については、現在、調査中であります。

最後に、4件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付をさせていただきましたのは、令和5年9月9日付のものであります。

主要な魚種で見ますと、昨年同期と比較してホッケが数量では横ばいですが、単価が70円ほど高く推移しましたので、金額で約6,000万円の増であります。

マスは、昨年より30トンの増で、1,300万円多くなっておりますが、ほかの魚種同様に、ここ数年の漁獲量の落ち込みが気になるころではあります。

スケソにつきましましては、数量は横ばいで、単価の違いから約1億5,000万円増えております。

タラヤカレイにつきましても同様であります。

ウニであります。今年は殻付きでの出荷が減り、塩水や折での出荷が増えているところあります。

アキサケは資源保護のため、自主規制で網入れが全て済んでおりませんが、昨年より増えるといった予想もあることから、期待をしているところであります。本格的な秋漁に向け、事故なく大漁であることを願い、行政報告といたします。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） それでは通告に従いまして3点、町長と教育長に御質問させていただきます。

まず1点目ですが、子育て支援についてでございます。

羅臼町の人口は減少を続け、産業の振興にも大きな影響を与えております。若者が地元で定住することが課題となると思われております。若者が安心して生活できる生活環境の充実が必要と思われることから、以下、2点についてお伺いいたします。

1点目は、学校給食費の無料化についてであります。

続きまして、子育て支援、特に妊産婦に対する支援について。

この2点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、野遊びフィールドについてでございます。

昨年、旧スキー場跡にオープンしたグランピング（道具の要らない豪華なキャンプ場）について、利用実績と今後の周辺整備についてお伺いいたします。

次、3点目です。未来創造会議についてでございます。

アンダー60創造会議とオーバー60協力隊を解消し、新たに未来創造会議を創設して、市街地の再開発やそれを利用した新たな事業創設を目指すとしておりますが、未来創造会議の構成メンバー及び運営方法についてお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 加藤議員から、3件の御質問をいただきました。

1件目の子育て支援についての1点目の御質問は私から、2点目及び2件目以降の御質問につきましては、町長から答弁をいたします。

1点目の学校給食費の無償化についての御質問ですが、学校給食は、学校設置者である羅臼町教育委員会と保護者の密接な協力によって、円滑に実施されることが期待されるという学校給食法の趣旨に基づき、施設や設備等に要する経費は、設置者である羅臼町教育委員会が負担し、食材等の経費は、原則として保護者が負担するとされております。

北海道が実施した令和3年度の調査では、道内の33市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、学校給食の全額を無償としていると聞いております。この33市町村において

は、一般財源をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やふるさと納税を活用するなどしており、こうした取組を通して、保護者の負担軽減を実現していると、報告を受けております。

一方、道内全自治体と同様に、当町でも学校教育法に基づき、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者や教育委員会が必要と認める保護者に対し、給食費の援助を行っており、児童生徒の心身の健全な発達が図られるよう取り組んでおります。引き続きこれらの取組を進めるとともに、国の動向に注視しつつ、関係部署と連携して進めてまいります。

この後の質問につきましては、町長から答弁があります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 2点目の質問から、私が答弁をさせていただきたいと思います。

2点目は子育て支援、特に妊産婦に対する支援についての御質問でございます。

羅臼町内には産科医療機関がなく、約7割の方が町立中標津病院、そのほか3割の方は釧路市や里帰り先の医療機関で出産しています。そのため、町では安心して妊娠・出産を迎えられるよう、各種支援を実施しております。

まず、妊娠届時に保健師などが面談し、個々の妊婦さんに応じた支援プランを作成し、その後、切れ目のない相談体制をとっております。また、妊娠期の経済的支援としては、一般妊婦健診14回分、超音波検査6回分の助成を行っておりますが、一般妊婦健診で、より精密な検査が必要になった方への受診券を交付しています。

さらに、今年度からは、経済的な理由から妊娠初回の受診をちゅうちょしてしまうことがないように、低所得妊婦初回産科受診料の助成を開始したところであり、産科医療機関がない当町においても、妊婦さんが安心して過ごせるよう環境を整備しております。

健診以外の経済的な支援としては、出産・育児応援交付金として、妊娠期5万円、出産後5万円の計10万円を支給し、妊娠・出産の準備等を支援しています。さらに天候不良などのため、妊婦健診の前後、やむを得ず宿泊が必要になった方の宿泊費助成も実施しています。

出産後については、慣れない子育ての不安を解消すべく、その産婦さんに応じて、早期に保健師などが家庭訪問し、不安の解消にあたるともに、産後の身体や心を休め、授乳や育児のサポートを助産師等から受けられる、産後ケア事業費助成を行っております。今後も、町内で安心して妊娠期から出産後、子育て期を過ごせるよう環境整備に努めてまいります。

2件目は、野遊びフィールドについての御質問でございます。

令和4年度の野遊びフィールドキャンプ場の利用者は、60日間の開設で宿泊者が37名、デイ利用が24名でありました。令和5年度は、7月1日にキャンプ場の営業を開始し、8月31日現在、宿泊者126名、デイ利用は、町内の団体が子どもを対象とした事業の開催に伴うもので、2回で14名となっております。また、6月10日にオープンし

たカフェは、200名以上の利用実績がありました。

また、今年度の整備として、トイレ、シャワーなどを完備する管理棟の増築や水道設備の整備を予定しており、令和6年度以降は、具体的なものは決まっておきませんが、NOASOBI・MANABI推進協議会や運営事業者との協議によっては、利用者の安全確保も含め、必要に応じて整備してまいります。

3件目は、アンダー60創造会議、オーバー60協力隊の解消並びに、新たに設置される未来創造会議の構成メンバー及び運営方法についての御質問でございます。

アンダー60創造会議は、平成28年1月から16回、オーバー60協力隊は、平成29年から10回の意見交換会を開催してまいりました。この間、羅臼町の未来の発展につながる重要な意見をいただいていたところでありまして、一部の事業は実施してまいりました。

今後は、アンダー60創造会議、オーバー60協力隊を9月下旬に解散し、事業の実現性を高めるためにも、10月に、未来創造会議を立ち上げることであります。構成メンバーは、現在、検討中ではありますが、アンダー60、オーバー60で御協力をいただいた方や、町民から新たな方を募集するつもりです。

運営方針については、これまでの御意見や御提案のあった事業や新たに提案をいただく事業のほか、羅臼町総合計画との整合性を図りながら新たな事業の創出など、まちの未来が発展するよう事業の実現性を意識した会議とし、必要に応じて専門家を交えながら、事業実施に向けて取り組んでいくものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、子育て支援でございます。

1点目が、学校給食費についてです。

現在、1食幾らというお金を取っているわけですが、聞きますと、幼稚園児が1食230円、小学生が250円、中学生が280円という形になっておりまして、例えば、子ども3人いますと、1か月の20日ぐらいで計算しているのかな、25日で計算しているのか分かりませんが、20日とすると、1か月1万5,200円、子ども3人です。そのお金がかかっているわけで、教育費の中で一番大きなというふうに思うわけですが、年間に通しますと、10か月と想定しますと、幼稚園児が1年間4万6,000円、小学生が5万円、中学生が5万6,000円、子ども3人いると15万2,000円にもなってしまうのですね。

今、国では、学校給食の関係も無料化しようという話をしているのですけれども、ほかのまちの様子というか、見ているのですけれども、中には全額無料というところもありますし、3人目は減額しているよと、それから幼稚園児を無料化しているというまちもあるのですね。いろいろ財政状況に応じてしているわけですが、この中では無料化していると

ころは、北海道では51市町村あるということで、多いほうだというふうに言われています。この辺の羅臼町に、3人の家庭があるかどうかちょっと分かりませんが、かなりの金額を負担しなければならないというところで、子育て支援という立場からすると、本来からいくと無料化すべきかなというふうに思っております。

そういったことで、これらの金額を、先ほど低所得者には減額措置があってやっていますので、いいのでしょうか、低額所得者にならない若い方、若い方というのは低所得者の部類にも、多分入らないと思うのです。そうすると、どうしても子ども3人つくろうかなと思っても、よく考えたら金かかるよなというようなことになるというふうに考えるのですが、この辺で国はいつから無料化するのか分からないのですけれども、羅臼町として独自にこの辺の減額対策というか、無料化対策を図る考え方がないのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの加藤議員の御質問でございます。

子育て支援のために、給食費を無料化にするという考えはないのかという御質問でございますが、全くそういったことを議論してこなかったわけではございません。

先般、子育て支援というところで大きな形の中で行ったのが、18歳までの医療費の無償化ということを行っております。これにつきましても、いろいろな議論を踏まえた上で行ってきているところでありますが、給食費につきましては国の動向も注視しなければいけないという、現在、そういった状況にもございます。

また、このことが様々な考え方もございますから、例えば、自分が、子どもたちが受ける行政サービスであったり、教育の中でのそういった給食というものの在り方ということについても、議論を重ねてきているところでございます。ですから、そういった中で前向きに検討はしておりますが、ただ、今現在、それを行うというそういった結論には達していないところでございます。

また、今後につきましては国の動向、そういったものも注視をしていく。また、例えば学費ですとかいろいろな部分、今、国のほうでまた全国的にいろいろな形で動いているところもありますので、そういったことをしっかり見極める。また、財政、これは教育に対して財政という話をするのは、なかなか忍びないところはありますが、そういったことも加味しなければいけないということもございますので、今後の課題となるとは思いますが、現在のところ、すぐに行うという結論に達していないところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 予算額でいきますと、給食費の予算としては2,345万3,000円という数字が出ていますね。これ全て無料にすると、2,300万円かかるわけですが、例えば幼稚園児のみ無料化した場合は、幼稚園児については69名しかいないというお話でしたので、それで計算しますと、大体300万円ぐらいで済むのかなというように感じをするわけですが、せめてそういうようなことで、我がまちは子育てに

対して、こういうところもあるよというところを示していかなければ、ほかのまちから遅れていくという状況が出てくると思うのですよね。

先ほど、コロナの感染症の対応、地方創生臨時交付金でもってやったこともあるというふうにおっしゃっていますけれども、4年度、去年ですけれども、文科省では2022年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用で、学校給食費の保護者負担の軽減を図るよう検討するよう、事務連絡を発出しているということが言われていますけれども、その辺で羅臼町としてはどういう取組をしたのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（石崎佳典君） 新型コロナウイルス感染症の臨時交付金によってということですけれども、主にほかの自治体においては、最近、物価が高騰しているということで、原材料費の高騰分について、その交付金を利用して単価を据え置くというような使い方がされているというふうに聞いております。

また、無償化の部分についても自治体のまちの現状においては、使われているというふうに認識をしております。

羅臼町においては、コロナ交付金を給食費に充てませんでした。が、物価高騰の部分については、保護者の負担が増加することなく、単価を据え置いて取組をしてきておりますので、特段、臨時交付金については給食費には充当していないということと、しっかりと保護者負担の軽減が図られるよう、物価高騰による原材料費の増加分については、保護者に求めないような形で取組が行われたということでもあります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 学校給食費について、質問を何回かさせていただいたこともあるというふうに記憶しているのですが、低所得者に限らず子どもを持つお母さんたちは、年間にかかる教育費というのは、かなりの金額を占めているのですよね。そういう意味では、子育て支援の一つとして、無料化、あるいは減額化を考えていく必要があるのかなというふうな気がしております。その辺については予算も絡んでおりますけれども、そういうところに子育て支援のうちのまちはこうやっているよという、ほかのまちとは違うところがあるのだというところを示していただきたいというふうに思っております。

これは私の要望ですから、これは来年の予算に通ってくれることを私は願っております。

続きまして、妊産婦の関係なのですけれども、妊産婦の関係で、知床らうす政策パッケージ2023というところから見ていったのです。結婚・出産・子育てという、この中にいろいろとありました。子育て支援の交付金1人10万円、妊産婦検診等助成、これを並べますと9項目があったのですけれども、この中でちょっとどうかな、足りないのかなという感じをしているのですけれども、その辺。今後、例えば妊産婦の不妊治療費の助成ですとか、それから先ほど言ったように妊産婦健康診断の交通宿泊費助

成、ちょっとさっきの出ていましたけれども、それはやむを得ず宿泊が必要な方というふうに、やむを得ずというところがちょっと引かかるのですけれども、羅臼町には要するに病院はありませんよね、もう遠くしかないのですね。

そうすると、そこへ通っていくというには、1日以上かかるわけですよ。ましてや大きなところに行きたいだとか、ちょっと子どもの生育が悪いので、大きな病院へ行きたいだとか、そういったことが多分これからもあるというふうに思うのですが、やむを得ず宿泊が必要な方の宿泊費助成というこのことについて、どういうことになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 妊婦さんの宿泊費助成についてですけれども、やむを得ずといいますは、羅臼町では町外で妊婦健診を受けられることとなります。健診前後に、悪天候のおそれがある場合に、前の日にどうしても行って天候のよいときに移動して、それで健診を受けていただいて帰ってきていただくですとか、そういった事情があった方に宿泊費の助成をしているというところです。

対象といいますか、妊婦さん、妊娠届あったときに、羅臼町で提供しているサービスについての説明をさせていただいており、そういったことにおいては、御相談くださいということで情報提供をしております。出産後もそういったことがなかったかどうかの声かけ等もしております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 多分、やむを得ずというのは羅臼町天気悪いので、行って帰ってこられなかったら困るので、そういうときは宿泊費を出そうと、これはどっちかというところと自然災害とかそんなものというふうに思います。ここに病院がなくて例えば釧路へ行くと。釧路へ行って、妊産婦さんが運転していくかどうか分かりませんが、そういうときは日帰りしてこなければならぬのですね、日帰りを。

私も釧路の病院に通っているのですけれども、大体、病院で予約していても3時間ぐらい待ちますよね。病院によっては、今、産婦人科のある病院が少なくなっていますから、多分、その辺ではかなりの時間を要するだろうと思います。ここはどっちかというところ、中標津だとか、別海の病院のことを指しているのかなというような気がしています。ぜひともそういうところばかりでなくて、釧路の病院に行きたい、あるいは北見の病院に行く、そんなところも選択肢の中に入れて、やむを得ず宿泊が必要になった方ということではなくて、こういう制度がありますよと。それで申請してくださいというような、そういうようなことも必要ではないのかなというような気がしております。

その辺については、今後、嵐の日ばかりが妊婦さん行くわけではないですから、妊婦さんというのは、そんな嵐の時に行きませんよ。考えても。帰りに吹雪になったので、帰ってこられないということはあるでしょうけれども、そんなときにわざわざ妊産婦さん

が行くようなことはないだろうというふうに思うわけでありませう。それよりもキロ数を決めて、ここ以上のところへ行くと、1泊なら1泊の助成制度がありますよと、「そういうときには申請してください」みたいなそういうようなことをしていくということが、必要だろうなというふうに思っています。それは私の要望でありますし、そういうことをやってほしいなというふうな気がしております。

次に、不妊手術なのですけれども、これかなり料金がかかるそうですね、何回も行かなければならない。羅臼の人が行っているかどうか分かりませんが、そういうふうな相談はないのかあるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 不妊治療費の助成につきましては、実際、羅臼町で行っているところがございます、年に数件相談があり、実績もあるところです。不妊治療費につきましては、昨年度、保険適用というところになりましたので、保険適用になったということで不妊治療費の助成というところは、こちらでは現在検討中でございます、今年度検討して、交通費等の助成の検討を現在しているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） 羅臼町は、要するに交通の便も悪い辺地だと、そういうふうに考えるのですけれども、ここの地区に住んでいる人たちが安心して医療を受けられる、子育てをできるというところを、もうちょっと施策として示していく必要があるのかなというふうな気がしております。

そういったことで子育て支援については、羅臼町は、これからだなというふうな感じを持っております。どうかひとつ、子どもの数も減っていますし、羅臼町自然減ということで大変な時を迎えてくるわけですが、子どもたちを中心とした施策というのを十分とっていただければというふうに思っております。

これは最後にまとめて、町長からお話を聞きたいというふうに思います。

続きまして、野遊びフィールドについてなのですけれども、結構、行っている方がいますね、あそこ施設としては5か所だけですよね。多分そんな中で、結構来ているのかなというふうな気はしていますが、今年については水道施設ですとか、あそこの中の整備をしていくということで、ちょっとはよくなるのかなというふうな感じを持っているのですが、まだまだ、私はこのキャンプ場のそれでいいのかなというふうに、それが好きで行くのですからいいのかなというふうな感じを持つのですけれども、来た方がもう一度来たいとなるというふうなことだというふうに、私は思っております。

逆に行くと、あそこに行く駐車場もないよ、道路もないよ、電気はどうなっているか分かりませんが、そんなところには、最初はいいのですよ。最初はいいのですけれども、まちの中にあるわけですから、町長は今後その辺、協議会と決めていくという話はあったのですが、今までそういうふうな話がないのかどうか。事業者がいるわけですから、その中からこういうのもやってほしいという要望がなかったのかどうか、それをお聞

きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問であります。まずは設備についてであります。

設備については最低限必要なもの。例えば、今、そういった施設の中で一番大事とされるのは水回りだというふうに思っております。そういった水回り、またはトイレの問題、これについてはしっかりきれいな状態で使えるような整備を心がけていくために、予算もつけて進めていくということになっておりますし、また、利用者のお話であります。コンセプトとしては、あそこは言葉が適切かどうか分かりませんが、不便を楽しむ、またその上に行ったときに、非日常を味わうというようなコンセプトで行っておりますので、ですから行くまでの道路を、例えば整備をして、舗装にして、駐車場を広く取って、これは実は野遊びフィールドという観点の考え方からちょっと逸脱をしてしまう。逆に言うと、不便を楽しむためにそこに到達するまでのそこも、一つの楽しみとして感じていただいている方が利用していただいているということでございます。

また、そういった声はないのかという御質問であります。私の知っている限りでは、そういった水回りの問題というのは抱えておりますが、それ以外のところで、例えば、こんなところもう来たくないよとか、この後は来ませんとかいう話は一切聞いておりませんし、また、それとは逆に、そこで楽しんでいった方々のよい、いいような口コミ、または報告というものが目立っているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） その辺で利用者の方から、特に何も無いというのなら問題はないのですけれども、ただ、私どもが見てきた中では、車で来たらどこへ止めるの、駐車場、下のほうに止めるの。それから、あの道では車は入っていかれないよなところ、往々にして見受けられるのですよね。ですから、通行止めにするのなら通行止めにして、はっきりすればいいのです。駐車場はここですよというふうにして言えばいいのですけれども、なかなかその辺が、あそこを利用するために、ただリュックで来いよという話にはならないのだろうと思います。

あの辺については森林公園という、望郷の森公園という立派な公園があるわけですから、それを利用しながらもっと野遊びのできるキャンプ場になってほしいなというような気がしております。これについては、これからは宿泊施設も羅臼町ではないですし、これ以上は観光客の方も伸びていかないでしょう。宿泊施設がないということでされてしまっているから、これで宿泊施設が、そういうきれいなところであれば、まだまだ伸びしろはあるのだけれども、今の中ではホテルも満杯で泊まれませんというような話、夏の間出てきますので、そういったところは宿泊施設、せっかくできた豪華なキャンプ場というのですから、その辺を大々的に打ち出せるような周辺整備というか、きちっとしたスタイルで迎え入れていくということが、必要ではないのかなというような気がしております。

あとは予算の中で、町長しっかりと考えていただいて、次年度に向けて、このキャンプ場がよりみんなから親しまれるようなキャンプ場になるように、頑張っていたきたいというふうに思っています。

最後の質問ですが、未来創造会議です。

これは最初見たとき、今までのアンダー60創造会議とオーバー60協力隊、これどうしてしまったのかなと、どこかにやり方がおかしかったのかなというように、一瞬思ってしまったのです。これ先ほど言ったように、今までと同じだよと、現在、メンバーについては同じようなメンバーを委嘱していくのだという話ですけれども、もうちょっと、せつかくまちの中の再生だとか、いろいろなことを提案してもらうわけですから、このメンバーを個人だけでいいのかどうかというところをお願いします。

今までは個人だけですよね、アンダー60創造会議、オーバー60協力隊も個人の方に委嘱をしていたのですね、多分、個人だと思います。よくまちづくりのための会議というか、そういうのは例えば町内会であったり、産業団体であったり、福祉団体であったり、女性団体だったり。そんなところからメンバーをお願いして、諮問していただくというそういうようなことが、この創生会議の中にあるのかなというふうに思ったのですが、それでもないみたいなのですけれども、その辺。アンダー60、オーバー60協力隊とのそれをなぜ廃止をしていったのかというところが、何かちょっと、これ名前だけという感じになってしまうのですけれども、その辺について、町長からお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

本来であれば、アンダー60、オーバー60という会議は、私の考えの中では3年前に解散をして、新たに創造会議というより実践的な会議を進めてまいりたいというふうな計画を持っておりました。しかしながら、コロナという状況の中でなかなか集まる機会がない、また投資意欲が湧かないという町民の方が多くいらっしゃったので、この5類に格下げになった段階で、今年度からそれを進めてまいりたいというのが経緯でありまして、今、おっしゃっていただいた何ら変わらないではないかというようなお話ですが、今回の未来創造会議につきましては、加藤議員が懸念されております各団体というものをまず発起人団体といいますか、当初の団体の中で構成をしております。その上で、そこで方向性を出していく中で、個人も含めて新たに実働部隊としての役割を果たせるような組織を、今、計画しているところであります。ですから、そこにはおっしゃっていただいた連合町内会の代表の方も、そこにも協力を求める予定となっておりますので、女性連絡協議会もそうです。様々なところから意見聴取をした中で進めてまいりたいというふうに思っています。

アンダー60、オーバー60については、その機関の中でいろいろな御意見を頂戴するという中で、一部実現をしてきたこともございますが、今後はより一層実践的な集団として、その人たちが自ら動くというようなほうへ導いて、導いてというのはおこがましいこ

とではあります、そういう方向へ行っていただくための一つの会議にしていきたいというふうに思っております。全て行政がやることに対して、いいでしょうか、悪いでしょうかという話ではなくて、そこに集まるメンバーが自らやりたいことを見つけ、そして動いていく。そこに行政、または地域がしっかりサポートしていく、協力していくという形が本来の形であろうというふうに思っているところでありますので、そのことを目標にこの会議を進めてまいりたい。

また、専門的な意見、こういったものも当然ながら必要になってくるというふうに思われますので、そういったところも交えながら、羅臼町内に限らず町外からの投資も含めた、そういった方向に向かえるようなそんな会議になることを願いながら、今後、進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○5番（加藤 勉君） どうもありがとうございました。

これなぜ言うかということ、期待しているのですよ。この会議に。市街地の再生産という部分も出ていましたし、今、一番まちの中で遅れていくのはまちづくりかなと、まちの中の再生だというふうに思っていますので、これらを進めていくためには、やっぱりこういう機関で議論しあって進めていくというのが、一番だというふうに思っておりますので、これについても十分討議をしていただいて、よりよいまちづくりを進めてくれるような機関にして、育てていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで午前11時5分まで、休憩いたしたいと思います。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

発言を許します。

浜岸昭仁君。

○2番（浜岸 昭仁） 2番、浜岸昭仁です。よろしくお願いたします。

今回、私の質問は、通告しておりましたとおり2点ございます。

まず1点目は、原発処理水による風評被害についてなのですが、羅臼町のホタテ漁業者におきまして、3年貝、中成貝の価格低下、昨年まで取引しておりました韓国業者による取引保留をされ、輸出ができない状態になる可能性が高くなっております。これに対して、羅臼町から国に対し、要望・要請をしていく考えはありますか。

2点目の質問は、消防ポンプ車の老朽化についてですが、消防ポンプ車は26年を経過し、修理を重ねながら何とか出動できるような状態を保っていると伺っております。緊急

事態に故障して使えなくなる可能性が高くなっているのでは、町民が大変困ると思いますので、そういう場合におきまして、ポンプ車を新規購入する考えはありますか。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 浜岸議員から、2件の御質問をいただきました。

1件目は、原発処理水放出による風評被害についての御質問でございます。

東京電力福島第一原発のALPS処理水放出に伴い、中国が日本産水産物の輸入を全面停止したことを受けて、政府は、既に基金として設けている800億円を含む総額1,007億円の対策を講じる方向を示しており、国内消費拡大・国内生産維持、輸出先の転換、国内加工対策の強化などを柱に対策を講じた上で、生じる被害については東電が賠償するものとしています。

国内での国別・水産物輸出額の状況を見たときに、輸出相手国は中国を筆頭に香港が続き、これらの国々での日本からの輸出水産物の取扱いは、ホタテ貝、ナマコが半数を占めている状況にあります。

町内でも養殖や潜水によるホタテ貝などの出荷が本格化しようとする中であって、羅臼漁業協同組合や近隣町とも情報の共有を図っておりますが、ALPS処理水の放出に起因して、禁輸措置を打ち出していない国の輸出相手先において、これまで円滑に行われてきた取引交渉に不具合が生じているということで、非常に危惧される事態と捉えております。

羅臼漁業協同組合にも実態の把握を依頼しており、さらにこの先において実害を伴うとすれば、北海道をはじめ関係機関と連携を図る中で、講じられる対策がないか検討をしております。

岸田首相は、ホタテなど特定の水産品、特定の地域に集中的かつ甚大な影響を与えていることから、北海道への対策強化する考えを示しておりますが、国内水産物の最大輸出ルートが閉じられたことで、早くもこうした事態が生じており、関係する産地とも連携を図りながら、適切な支援がなされるよう国に実態を報告し、対応策を求めてまいります。

さらに申し上げますと、時間が経過する中で、特定の水産品のみならず、漁獲最盛期を迎えたアキサケをはじめとする各漁獲物にも影響が拡大する懸念があり、これらの実態把握にも努め、地域経済の影響を最小限に抑えられるよう、町内の関連事業者へも御協力を仰ぐとともに、関係機関や北海道との連携の下で、有効な対応策を早期に検討し、併せて国への支援を求めてまいります。

2件目は、消防ポンプ車の老朽化についての御質問でございます。

羅臼消防署には、タンク車2台、救助活動が可能なポンプ車1台、救急車3台、現場指揮車1台、消防団員が運用する普通ポンプ車1台、小型ポンプ積載車5台を整備指針により配備、運用しています。

羅臼消防署独自の車両更新計画では、ポンプ車を26年、消防団車両は22年、救急車

は16年としていますが、過去より車両の長寿命化を推進、実施することにより、配備から既に30年を経過している車両もありますが、消防職員による日常点検、定期点検及び走行点検をはじめ、車両状態の把握と維持管理に重点を置き、消防車両としての機能を損なうことなく、環境に配慮した車両運用を継続しています。最も重要とされるポンプ装置は、専門業者による2年ごとの保守点検を受け、軽微な故障には即時対応しており、火災出動での活動には影響ありません。

車両メーカーによる部品供給についても、現在のところ問題ないとのことですが、今後車両更新計画を定期的に見直して、新型車両の導入について適切な時期の事業計画、予算化を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸 昭仁） まず、ホタテのほうなのですが、養殖ホタテ業者は、今現在、3年貝や中成貝、通常11月以降に出荷しておるものなのですが、例年の取引業者が当てにならないということで、他業者と取引を行っている状態なのですが、9月出荷であれば、輸入してもいいという業者がたまたま現れたらしく、羅臼町が3軒のホタテ業者が早出しで出荷をしております。今現在。

早く出しているということは、1枚当たりの重さが当然軽くなります。総水揚げの価格が、間違いなく低下していることになりますよね。これに対して、もう既に被害が出ていると思われるのですが、これを国に対して何らかの要望・要請をしてくれる考えはありますか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほども申し上げましたが、全体の中で見なければいけない部分もあると思います。個別の案件について、例えば、御質問の中で私は触れませんでしたけれども、韓国というそういった場面のもので、また中国ということ、そこは遠回りして関連性は当然ありますが、そこへの支援ということに対しては、これは様々なところに波及することです。また、ホタテだけではなくて、これからあるアキサケの問題、これはストックヤードがいっぱいになるという予想もされていますから、そういった中で、ではアキサケの価格が下がったら、それも補償しなさいというようなことに波及していくという可能性がございます。

先日、今、おっしゃいましたとおり、昨日ですか、水槽車3台、羅臼町に大きなのが入ってきて運んでいたのが、それがそうだというふうに思っているところでありますが、今現在の国で出している方針の中に、そういった例えば韓国向けであったり、ほかの国向けにというところの補償というところまで、至っていないのが現実です。ただ、この後、大きな実害がどうしても、例えば中間業者がいて、そこの取引上の問題によって足元を見られるという中で、価格が下がっていくということ。これについては、そもそも民間の取引の問題であるというふうに見られるおそれがあります。

ですから、そうではないところで、例えばそういった被害が拡大していくということになれば、それをもとに私たちは国に対して、しっかり訴えていくということはやぶさかではございませんが、現時点でそのことだけのことで国に対して物を言うという状況ではないのかなという判断をしておりますが、これについても情報をしっかり集めて、そういった中で早目早目の対応は、必要だというふうには考えているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸 昭仁） 大変ありがたい意見をお伺いいたしました。

ホタテの今、話でしたけれども、この後アキサケ、それからさらに鮮魚、全ての海産物、漁獲物に対してもこの影響出る可能性があると考えますが、それに対してもやっぱり同じ考えでやっていけると、こちら側は認識してもよろしいですか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 国のほうの考え方としては、そういう方向であるというふうに思っております。私のほうは。

実は、漁業者への支援というよりも、今、一番問題になっているのは、中間業者である例えば買受人であったり、加工業者であったりとかいうところへの影響が、今、一番大きいだろうというふうに考えられているところでありますので、私どもも地元の買受人、また、加工業者との連携というのを今、深めて情報共有をしているところであります。実は羅臼町の買受人、また、そういった方々は浜岸議員も当然分かっているとは思いますが、私どもといたしますか、羅臼の漁業者が揚げた魚、一匹残らず今までさばいてきていただいたという今までの努力もありました。

そこには非常に感謝しているところであります。今後、そういったことが当然できなくなってしまうのではないかという不安、せっかく漁業者が揚げてきていただいた魚を、流通させられないのではないかというような不安を持っているところであります。そういったところも含めて実害が非常に大きな部分を、まずは優先的にというふうに考えているところであります。その先には当然漁業者がおりますので、そこも含めてしっかりとした対応を国に求めていくことは、当然しなければいけないというふうに思っております。今現在、いつやるのですかという状況ではありませんので、これは一番効果的なときに、また単独ではなくて例えば地域であったり、北海道全体でまとまった上で要望をしっかりと伝えていく、このほうが効果的だというふうに考えているところもありますので、そういった対応をしていければというふうに考えているところです。

○議長（佐藤 晶君） 浜岸昭仁君。

○2番（浜岸 昭仁） 大変ありがとうございました。

続きまして、ポンプ車のことなのですが、消防団員の方々におきましてはポンプ車だけにとどまらず、消防庁舎の老朽化や冬の除雪などいろいろな課題を抱えておりますが、皆様方が困ったときには、すぐに団員の方々が出動できる体制を整えるように、羅臼町としても力になってもらいたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（佐藤 晶君） 次に、質問を許します。

山下竜哉君。

○4番（山下竜哉） 4番、山下竜哉。通告に従い、質問をさせていただきます。

2点ございます。第1点は、災害時の防災無線の第一報についてということで、先日、令和5年7月29日土曜日、ちょうどお昼頃、海岸町以北において停電が発生いたしました。そのときは昆布漁最盛期の仕事中に起きたことで、しばらくの間、情報もないまま機器類も使用できず、現場は混乱し、不安を抱えながら仕事に従事しておりました。

防災無線の第一報が入ったのは、停電からおおよそ1時間後で、その後順次LINEやメールでお知らせが来ました。停電時間は2時間超え程度ではございましたが、この日は気温30度を超える猛暑であり、熱中症も危惧されておりました。昆布漁のことは、あくまでも一つの事例ではございますが、業種や時期を問わず、停電も含め防災無線の第一報というのは、1秒でも早く住民の皆様には知らせることが大変重要と考えますが、今後の対応について伺いいたします。

2点目、熊の出没地域情報に関わる防災無線の活用について。

現在、時期的なものか、町内の至るところに熊出沒の声を耳にいたします。住民の皆様も自宅付近に熊が徘徊していても情報がないため、とても不安に駆られております。このときに防災無線を活用し、住民の皆様に対し、熊出沒を知らしめることはできないものか、そのお考えを伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 山下議員から、1件の御質問をいただきました。

防災無線の活用について、2点の御質問でございます。

1点目は、災害時の第一報についての御質問です。

令和5年7月29日正午に、海岸町以北で発生をいたしました停電時の防災無線等を活用した町民周知につきましては、発生した日が役場閉庁日である土曜日ということもあり、情報収集等に遅れが生じ、第一報までに1時間以上の時間を要し、町民の皆様には不安や混乱を招く結果となってしまいました。

経過といたしましては、当日の正午頃、役場日直担当に複数の町民から停電の情報が入り、そこから防災担当への情報が伝達され、「ほくでん中標津ネットワークセンター」に事実確認を行うとともに、原因の特定と復旧のめどが立ち次第、防災無線、防災メールにて情報提供をする準備をとっておりました。

しかしながら、なかなか原因も復旧時期も不明の状態が続いていたために、発生からおおよそ1時間15分後の午後1時15分頃より順次、LINE、防災無線、防災メールにより停電の範囲のみを情報提供いたしました。

議員御指摘のとおり、電力は、町民生活にとって欠かすことのできない重要なライフライン

インとなっておりますので、少しでも安心して計画的行動がとれるよう、把握できる限りの情報を迅速かつ適切に周知するよう努めてまいります。

2点目は、熊の出没地域情報について防災無線の活用についての御質問です。

議員御指摘のとおり、町内全域においてヒグマの出没が確認されており、目下、対応の最盛期に差しかかっている状態です。

本年は、4月中旬に春松小学校の裏山斜面で親子3頭が確認されてから、9月5日時点までに既に233件の対応にあたっており、捕獲頭数も27頭に上がっています。例年と比較しても非常に多く、餌不足が言われており、2012年の大量出没に匹敵するのではないかと懸念しております。

この中には、番屋や住宅周囲をうろついたケースのほか、岬町では、漁港に一時侵入したというような事例もございます。これらは即座に捕獲体制を講じてきております。出現現場から移動し、個体が見当たらない場合でも、地道に出没傾向などを把握しながら、その後に対象個体の捕獲につなげているのです。

これらの情報は、対応ごとに「ヒグマ日報」として記録され、関係機関や対策員とも情報共有を図っているほか、出没地周辺の住民には状況を説明し、注意喚起をしております。通学路近傍で出没が確認されれば、町教育委員会を通じ学校へ情報を提供し、保護者による送迎対応をお願いするほか、対策員が通学及び帰宅時間で巡視を行うなど、羅臼駐在所とともに連携を図り、安全確保に努めております。

防災無線の利用は、基本的にヒグマの出没傾向を捉えながら、全住民に注意を促す際に活用しています。

さらに重要案件となる場合、例えば、家屋周辺での出没や、建物・家畜などへの被害が発生した場合、人身事故につながる懸念も同時に高まっているものと判断し、防災無線を活用して注意喚起を図っています。その場合も、どこでも起こり得る事象であることを念頭において、啓発に努めています。

なお、出没ごとの情報を防災無線で発信することは行っておりません。今年の月別対応件数を申し上げますと、7月は78件、8月は71件を数えています。物理的にも不可能な状態であることから、お分かりいただけるとは思いますが、仮にできたとしても住民間の情報の錯綜を招き、混乱が生じることが予想され、さらに対策活動への支障を来すと考えており、現時点ではこうした形での情報発信をすることは想定しておりません。

一方で、24時間体制を整えており、住民の皆様からの情報提供により、有効な対策につながっており、非常に重要であることを実感しております。

また、現状では対策員が急行し、捕獲活動と並行して安全対策を講じておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、議員の御質問にもあるとおり、町民の皆様が不安を抱えているものと考え、令和3年4月からは事後情報となりますが、町のホームページに、ヒグマ日報に基づいた「ヒグマ出沒情報」の掲載を行い、出沒場所や日時、捕獲状況を提供しています。同内容は、

北海道新聞でも掲載をいただいております。

こうした情報の存在を改めて住民の皆様へ周知し、暮らしの身近にヒグマの生息地があり、常に隣り合わせであることを御理解いただくとともに、引き続き町民の皆様にも御協力をいただきながら、重大な被害が発生しないよう、対策や啓発の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉） 再質問させていただきます。

まず、1点目の防災無線第一報についてですが、当直体制の夜間・休日の場合のその体制・対応について。もう一つは、ほくでん中標津ネットワークセンター、ここの連携といますか、連絡待ちなのか、こちらからお願いして情報を聞き出すのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（飯島 東君） まず、夜間の対応ですけれども、宿直のほうへ連絡が入ります。これは、北電が先に分かれば北電から連絡が来ます。町民の方が気づけば、町民の方から来ます。これについて宿直の方は、我々、防災担当のほうへ、順位が1位から4位、5位まで決まっております、その順位の中で電話をして、出なければ次の方ということで、必ず誰か防災担当の者へ電話が届くように対応しております。

その中で、必要とあれば町長に連絡をとり、指示を仰いで対応するような形をとっております。ただし、夜間の場合ですと、情報提供があっても前にあった事例では、単にブレーカーが落ちているだけというのがあるので、僕等担当のほうから電話をして、例えば窓を開けて外灯ついてますかとか、近隣の家が電気ついてますかなどを聞いて、状態を慎重に確認した後に、対応させていただくようにしております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉） ありがとうございます。

今回の2時間少々の停電なのですが、小さなことかも知れませんが、こういったことをこれからは活用方法を検証し、記録し、後世に伝え続けることは災害時の対応力を向上させ、大災害への備えを強化するために、非常に有益な取組だと私は確信しておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 例えば軽微なもの。停電だよと言ってきた瞬間にもうついておりますとか、そういったものについては残していない事例というものもありますけれども、大概の停電の場合、これ多くは自然災害だと、災害に伴う停電というのが多いものがあります。その場合は、災害対策本部が設置されておりますし、その中の災害対策マニュアルということに沿って、どんな電話があつて、どんな対応したか、時系列で全て記録を

整えております。

その上で、ふだんの研修などにより、職員は対策をそれぞれ共有しておりますので、今後も人事異動があったからできなかったとか、そういったことがないように努めて、引き継いでいってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉） 2点目の熊出没無線に関してですが、町のホームページに掲載する、その他メールやLINE等々でそのお知らせをする。それらからも情報を得られない方々に対しては、どのように対応していくかお伺いたします。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） 先ほどの町長の御答弁でも申し上げましたが、報道機関、北海道新聞社で「ヒグマ日報」というものを取扱いいただいておりますので、そういった形で情報発信しております。ただ、これが完全に全町民に行き渡るわけではないと思っておりますので、事あるたびに、例えば重要案件が出た場合は、先日、実際に家屋被害というものがあつたのですけれども、もしお耳に入れていれればと思うのですけれども、防災無線を活用してその情報を流して、近隣住民に対しての注意喚起を行ったということがございました。あのような形で非常に重要な案件、もしかしたら人身被害に至る可能性がある場合は、そのような活用を防災無線でもさせていただいております。

ただ、ヒグマ出没だけの可能性で言えば、かなり頻繁に全町的に今年は出没傾向が過剰な状況にあるので、全てを流すということにはならないので、安全対策を講じた上で対策員の判断のもとで、そういった情報を今後も流してまいりたいと考えております。

もう1点です。必要に応じてリアルタイムではないのですけれども、前回の2年前、非常にヒグマが年暮れまで出たことがございました。このときはテレビ等の報道も交えて、注意喚起を行ってございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 山下竜哉君。

○4番（山下竜哉） ありがとうございます。

電気がなくなるのも熊に対してもですが、町民の生命財産に関わる場合、ちゅうちょをせず迅速に伝えることができる体制を保ち続けてもらいたい。それでこそ住民の皆様が、安心・安全に暮らしていける羅臼のまちであることということを願うばかりでございます。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第51号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第51号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第51号羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員の任期が本年9月30日となっております、1名の退任の申出がありましたことから、新たに次の者を任命したいと思っております。

氏名につきましては、小林真裕子氏。

住所、目梨郡羅臼町栄町100番地66。

生年月日は、昭和57年2月10日生まれの41歳でございます。

任期につきましては、令和5年10月1日から令和9年9月30日まででございます。

小林氏におかれましては、平成4年に羅臼幼稚園PTA会長として、また、現在は羅臼高等学校PTA会長として、羅臼町の教育に熱心に取り組まれております。

小林氏は、人柄、経験、識見ともに兼ね備えておりまして、適任でありますので、議会の皆様の同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第51号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第9号 継続費精算報告書について

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 報告第9号継続費精算報告書について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第7号令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、また、この後、予定しております報告第8号及び9号、また、議案第43号令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算について、さらに議案第44号から議案第50号までにつきましては、副町長及び担当課長から提案理由の説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の5ページをお願いいたします。

報告第9号継続費精算報告書について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙継続費精算報告のとおり報告する。

6ページをお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町一般会計継続費精算報告書。

5款農林水産業費3項水産業費、事業名は深層水取水管増設工事であります。

なお、各年度の実績欄のみを申し述べますので、御理解いただきますようお願いいたします。

令和3年度の支出済額5,236万円、国道支出金2,618万円、その他1,309万円、一般財源1,309万円。令和4年度の支出済額3,586万円、国道支出金1,793万円、その他896万5,000円、一般財源896万5,000円。

合計の支出済額8,822万円、国道支出金4,411万円、その他2,205万5,000円、一般財源2,205万5,000円であります。その他は、いずれも深層水取水管増設工事費負担金であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第9号継続費精算報告書について、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第9号継続費精算報告書については、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第43号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第43号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の8ページをお願いいたします。

議案第43号でございます。令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,896万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

9ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

12款分担金及び負担金50万円を追加し、4,975万3,000円。

2項負担金50万円を追加し、4,715万3,000円。北海道が実施主体で進めております水産基盤物供給整備ユニ育成礁事業であります。資材高騰による事業費の増額に伴うものでございまして、10分の1が地元負担となっており、その2分の1を羅臼漁協負担分としまして、羅臼地区地域水産物供給基盤整備事業負担金に追加するものでございます。

14款国庫支出金772万5,000円を追加し、4億3,170万5,000円。

1項国庫負担金749万円を追加し、1億5,343万2,000円。新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種期間が延長されたことにより、ワクチン接種委託料などの経費について、これについては全額国庫負担金で交付されるものでございます。

2項国庫補助金23万5,000円を追加し、2億7,607万5,000円。小規模保育事業、ちゅーりっぷ保育園の熱中症対策として、保育施設の冷房設備の整備に対して、対象経費の3分の1が国庫補助金で交付されるものでございます。

15款道支出金137万7,000円を減額し、2億1,760万3,000円。

2項道補助金137万7,000円を減額し、1億2,013万3,000円。

内訳につきましては、先ほどの国庫補助金で説明した小規模保育事業ちゅーりっぷ保育園の冷房設備の整備に対しまして、対象経費の3分の1の23万5,000円が道補助金で交付されます。

また、町民温水プール改修事業の経費減額に伴い、道補助金161万2,000円が減

額となります。

19款1項繰越金2億357万1,000円を追加し、2億2,805万7,000円。
歳出の財源調整のため、その財源として、前年度繰越金に求めるものでございます。

21款1項町債160万円を追加し、3億7,060万円。温水プールの改修事業の補助金減額に伴い、その財源を温水プール改修事業債に追加するものでございます。

歳入合計2億1,201万9,000円を追加し、58億4,896万3,000円となるものでございます。

次に、10ページでございます。

歳出でございます。

2款総務費1億9,475万9,000円を追加し、19億3,571万9,000円。

1項総務管理費1億9,385万6,000円を追加し、18億7,546万9,000円。

内容につきましては、現在、行政サービスの充実を目指した検討を進めており、来庁者の利便性向上のため、役場庁舎案内図や表示板などを分かりやすくするための経費53万6,000円と消防第5分団詰所屋根が防風により破損したことで、消防事務組合負担金として59万2,000円。庁舎内のデータを災害等から守るためのデータセンターへ移行するため、北海道自治体情報センター協議会負担金へ272万8,000円が追加となります。

また、令和4年度決算における積立金としまして、1億9,000万円を財政調整基金へ積立てるものでございます。

次に、防災費90万3,000円を追加し、635万9,000円。これは現在、避難施設及び備蓄品保管場所として活用しております旧知円別小・中学校が経年劣化や強風の被害により、屋根や室内の床の修繕が必要となったものでございます。

3款民生費144万8,000円を追加し、5億2,750万2,000円。

1項社会福祉費112万6,000円を追加し、4億2,996万1,000円。令和4年度障がい者自立支援給付費及び医療費の道負担金の確定により返還金170万7,000円を追加。

また、今年度実施します介護保険システム改修につきまして、予算計上しておりましたが、総務課の電算予算全体で対応が可能となったことにより、介護保険事業特別会計繰出金として58万1,000円が減額となります。

2項児童福祉費32万2,000円を追加し、9,748万9,000円。先ほどの介護保険システム改修と同様、子育てワンストップサービス事業と児童手当オンラインシステム改修におきましても、総務課の電算予算全体で対応可能となったことにより51万1,000円の減額。

令和4年度子どものための教育・保育給付費負担金の確定による返還金として12万8,000円を追加。

また、今年、夏の気温上昇に伴い、今後の熱中症対策として小規模保育事業ちゅーりっぷ保育園の施設に、冷房設備を整備する経費として70万5,000円の追加でございます。

4款衛生費943万円を追加し、6億5,623万5,000円。

1項保健衛生費943万円を追加し、2億7,641万8,000円。令和4年度感染症予防事業、風疹抗体検査6万6,000円と新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費187万4,000円が、いずれも事業費確定による返還金でございます。

また、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種期間延長に伴う経費として749万円の追加となります。

5款農林水産業費100万円を追加し、7,766万7,000円。

3項水産業費100万円を追加し、6,116万5,000円。

現在、北海道が実施主体で進めております水産基盤整備ユニ育成礁事業におきまして、資材高騰による工事費の増額であります。事業費の10分の1が地元負担となっております。

8款教育費538万2,000円を追加し、4億8,640万2,000円。

2項小学校費58万3,000円を追加し、6,142万1,000円。春松小学校に設置しております遊具の安全確認のための点検を行ったところ、修繕が必要になったものでございます。

4項幼稚園費459万5,000円を追加し、2,044万2,000円。小学校費と同様、町内二つの幼稚園に設置しております遊具の点検を行った結果、羅臼幼稚園では修繕が必要となる遊具など5基、解体が必要な遊具2基、春松幼稚園は修繕が必要な遊具など4基、解体が必要な遊具1基、それぞれ安全確保のための緊急的な対応が必要と判定されたものでございます。

6項保健体育費20万4,000円を追加し、1億8,518万7,000円。これにつきましては、町民スキー場の安全確保対策として看板を設置する経費となっております。

歳出合計2億1,201万9,000円を追加し、58億4,896万3,000円となるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

1件の変更がございます。

起債の目的は、温水プール改修事業債ですが、補助金の減額に伴い、起債限度額の増額となります。限度額730万円を890万円へ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第9 議案第44号 令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第44号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 12ページをお願いします。

議案第44号令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,453万2,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

13ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

6款1項繰越金に814万4,000円を追加し、814万5,000円。

内容につきましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積立てるものでございます。

歳入合計814万4,000円を追加し、9億7,453万2,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費に814万4,000円を追加し、1,900万6,000円。

1項総務管理費に814万4,000円を追加し、1,479万9,000円。

前年度繰越金を財政調整基金に積立てるため、積立金に814万4,000円を追加するものでございます。

歳出合計814万4,000円を追加し、9億7,453万2,000円とするものでござ

ございます。

なお、この補正予算につきましては、去る9月6日開催の令和5年第4回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料15ページから20ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第10 議案第45号 令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正
予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第45号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の15ページをお願いいたします。

議案第45号令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算でございます。

令和5年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,456万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,750万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

7款繰入金408万2,000円を追加し、1億281万9,000円。

1項他会計繰入金58万1,000円を減額し、8,308万7,000円。

内容といたしましては、介護ワンストップサービス事業に係る歳出予算を減額補正した

ことによるものでございます。

2項基金繰入金466万3,000円を追加し、1,973万2,000円。

内容といたしましては、令和4年度分介護給付費等交付金額の確定により、精算に伴う返還金の財源として前年度繰越金を充当し、さらに不足となる額を介護給付費準備基金繰入金に求めるものでございます。

8款1項繰越金1,048万2,000円を追加し、1,048万3,000円。

内容といたしましては、令和4年度分介護給付費等交付金額の確定により、精算に伴う返還金の財源として、前年度繰越金に求めるものでございます。

歳入合計1,456万4,000円を追加し、4億9,750万7,000円となるものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費58万1,000円を減額し、795万4,000円。

1項総務管理費58万1,000円を減額し、487万2,000円。

内容といたしましては、介護ワンストップサービス事業に係るシステム改修費について、当初、各担当で予算計上し負担する予定でございましたが、総務課において予算計上したシステム改修費負担金で賄えることとなり、各担当分を減額するものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,514万5,000円を追加し、1,549万6,000円。

内容といたしましては、令和4年度分の介護給付費等交付金額の確定に伴う返還金でございます。内訳につきましては、国庫支出金等返還金が952万2,000円、支払基金交付金精算金が221万4,000円、道支出金等返還金が340万9,000円の合計1,514万5,000円でございます。

歳出合計1,456万4,000円を追加し、4億9,750万7,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料、事項別明細書の21ページから26ページにかかまして掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。1時より再開いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第46号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第46号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の18ページをお願いします。

議案第46号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

19ページをお願いします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、本年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたため、本条例で引用している項ずれを修正するための改正を行うものでございます。

改正条文でございます。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附則。この条例は、令和5年9月16日から施行する。

なお、別冊参考資料7ページ、資料4に本条例の概要、続きます8ページ、資料5に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

◎日程第12 議案第47号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第47号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長(州崎久代君) 議案の20ページをお願いします。

議案第47号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

21ページをお願いします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正理由でございますが、放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正されたことに伴い、町が定める条例の見直しを行うものでございます。

改正内容でございますが、これまで放課後児童支援員認定資格研修を一定期間内に終了することを予定している者も放課後支援員とみなすことができるとされておりましたが、この研修修了者予定の範囲が、「令和5年3月31日まで修了することを予定する者」とされていた者を、「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなつてから、2年以内に研修を修了する者を予定している者」に変更し、放課後児童支援員の資格要件の緩和を図るものでございます。

続きまして、改正条文でございます。

附則第2条中「この条例の施行日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつた日から2年以内に当該研修を」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますが、参考資料9ページ、資料6に本条例の概要、続きます10ページ、資料7に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第13 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第48号工事請負契約の締結について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の22ページをお願いいたします。

議案第48号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的は、知床らうす国民健康保険診療所スプリンクラー改修工事。

2の契約の方法は、一般競争入札。

3、契約の金額、8,580万円。

4、契約の相手方。

住所、北海道釧路市芦野5丁目15番8号。

氏名、池田暖房工業株式会社道東支店、支店長、東智也でございます。

詳細につきまして、参考資料にて御説明をいたしますので、別冊参考資料の11ページ、資料8をお開き願います。

知床らうす国民健康保険診療所スプリンクラー改修工事の概要でございます。

実施理由につきましては、平成28年4月1日施行の消防法令の改正により、令和7年6月30日までに、4床以上の病床を有する診療所に、スプリンクラー及び自動火災報知設備の設置が義務化されたことから、当診療所においても改修工事を実施するものでございます。

なお、当該改修工事は、令和4年度に予定しておりましたが、世界情勢やコロナ禍によ

る物価高騰などの影響により、スプリンクラーヘッドの出荷停止状態が続き、年度内での工事完了ができないこととなり、令和5年度に見送り実施をするものでございます。

工事概要といたしましては、診療所地下1階から3階までのスプリンクラーの設置及び自動火災報知設備等を下記に記載の内容で行うものでございます。

なお、MRI、CT、X線等医療機器が設置されている部屋は、スプリンクラーの設置はしないものでございます。

最後に、予定工期でございますが、契約締結した日の翌日から令和6年3月20日までとしており、この間、通常診療を行いながらの工事となるため、診療の妨げにならないよう工事時間帯や工事箇所など、随時、診療所と日程調整等を行いながら実施をしていくものでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第14 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第49号工事請負契約の締結について、議題といたします。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

（小野議員 離席退場）

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 議案の23ページをお願いいたします。

議案第49号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目は契約の目的、羅臼町図書館移転改修工事です。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額は、5,940万円です。

4、契約の相手方。

島影・小野経常建設共同企業体。

代表者の住所は、野付郡別海町別海99番地の43。

代表者は、島影建設株式会社、代表取締役社長、島影輝雄でございます。

以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

小野哲也君、入場着席願ひます。

（小野議員 入場着席）

◎日程第15 議案第50号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第50号財産の取得について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の24ページをお願いいたします。

議案第50号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

一つ目の取得物件は、眼底カメラ付光干渉断層計でございます。

2の取得の目的は、医療機器更新のため。

3の取得価格は、858万円。

4の取得の相手方は、住所、北海道釧路市愛国東2丁目1番17号。

氏名は、株式会社あしのメディカル、代表取締役、渡邊浩往でございます。

詳細につきまして、参考資料にて御説明をいたしますので、別冊参考資料12ページ、資料9をお開き願ひます。

眼底カメラ付光干渉断層計購入事業の概要でございます。

購入理由につきましては、現在使用しております眼底カメラは、平成24年購入のもので、交換部品等の生産が終了し、同等の製品を仕入れることができないため、今般、新たに精度の高い眼底カメラを購入し、診察及び検診等の検査の効率化・利便性を図り、検査の高度化・検診受診率の向上に努めるものでございます。

購入機器につきましては、眼底カメラ付光干渉断層計一式で、下記仕様書に記載のとおり、株式会社ニデック製のR e t i n a S c a n D u o 2眼底カメラ付光干渉断層計のほか必要とする備品一式でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月15日は午前10時開議といたします。

議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時16分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員